

令和5年2月13日(月)

【照会先】

労働基準局 安全衛生部 安全課
課長 釜石 英雄
建設安全対策室長 土井 智史
技術審査官 福井 令以
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5483)
(直通電話) 03(3595)3234

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化します～

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家 篤 日本赤十字社社長 慶應義塾学事顧問）に対して、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問しました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当である旨答申されました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令の改正作業を進めます。

【改正の趣旨と省令案要綱のポイント】（別添3：裏面参照）

1 改正の趣旨

貨物自動車に荷を積む作業および貨物自動車から荷を卸す作業（以下「荷役作業」）には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生の危険性があり、陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害の約7割が貨物自動車からの墜落・転落災害となっていることから、荷役作業における安全対策を強化することが強く求められています。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書」（令和4年8月26日公表）を踏まえ、貨物自動車の荷役作業に従事する労働者の安全確保のため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）を改正するものです。

2 省令案要綱のポイント

- （1） 現在、最大積載量5トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務および荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられていますが、これらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量2トン以上の貨物自動車に拡大します。
なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とします。
- （2） 荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項の安全または衛生のための特別の教育が必要な業務とします。
- （3） 貨物自動車の運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務等について、適用を除外します。

【別添1】 諮問文 [PDF形式：880KB] 別ウィンドウで開く

【別添2】 答申文 [PDF形式：591KB] 別ウィンドウで開く

【別添3】 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について [PDF形式：799KB]

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要 (陸上貨物運送事業関係)

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生規則改正案について

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とするもの。



昇降設備の例

2 テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務（荷役作業を伴うものに限る。）を規定するもの。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育（テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育（計4時間））及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育（2時間）を新たに規定するもの。

3 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすることとするもの。

4 施行日等

公布日：令和5年3月（予定）

施行/適用期日：令和5年10月1日（2の特別教育の義務化については令和6年2月1日）